



守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和5年5月号>

求人サイトやSNSで見つけたアルバイトが、実は名義貸し詐欺だった

【事例1】携帯電話契約代行アルバイト

自分名義で最新機種スマートフォンを3台契約して会社に渡し、報酬を受け取った。携帯料金は会社が支払っていく約束だったが振り込まれず、会社と連絡が取れなくなった。3台分の高額な携帯料金を支払えない。

【事例2】荷受代行アルバイト

指示された商品をネット通販で購入して会社に転送する仕事。マイナンバーカードの画像を送り会員サイトに登録した。初月は約束通りに商品代金と報酬が振り込まれたので信用し、次々とクレジットカードで高額商品を購入して転送したが、2か月目以降は入金されず、クレジットカードの高額請求が残った。SNSは閉鎖されて音信不通。

【アドバイス】

▷ネット上の高額報酬アルバイトを安易に信用しない

事例のような契約は名義貸しに当たり、商品が自分の手元に無くても、契約した自分に代金の支払い義務があります。携帯料金やクレジットカードの請求を滞納すると、新しい携帯電話の契約ができなくなったり、住宅ローン等の審査が通らなくなる場合もあります。また、名義貸しの携帯電話は犯罪に使われる可能性もあります。名義貸しは絶対にやめましょう。

▷不審なサイトに個人情報を送信しない

不審なサイトに個人情報を入力したり身分証の画像を送信すると、各種契約に悪用される危険性があります。身分証の悪用が心配な場合は、個人情報情報機関（※）に届け出しておくことで、他人の借金に使われることをある程度防止できます。クレジットカード情報を入力してしまった場合は、不正利用防止のために至急カード会社に連絡してカード番号を変更しましょう。

（※）個人情報情報機関

全国銀行個人情報センター 0120-540-558

シー・アイ・シー（CIC） 0570-666-414

日本信用情報機構（JICC） 0570-055-955

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）